

議長（中西 康雄君） 定刻となりましたので、休憩前に引き続き一般質問  
を再開をいたします。

（午後 2時 00分）

-----

11番 濱井 初男 議員

-----

議長（中西 康雄君） 通告順2番、濱井初男議員の発言を許可します。  
濱井議員。

-----

11番（濱井 初男君） 今日は2項目について質問の時間をいただきたいと思います。

1点目でございます。新型インフルエンザ対策につきまして、お伺いをいたします。近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザH5N1でございますが、これで鳥から人に感染し死亡する事例が数多く報告されています。アジア、アフリカなどで約400万人が感染し、約250万人が死亡しました。

この鳥インフルエンザウイルスが人から人へ感染する新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高まっていると危惧されておるわけでございます。人はこの新型インフルエンザウイルスに対する免疫を持っていないために、人から人へ容易に感染し大流行、これはパンデミックと言われるんですけれども、が引き起こされまして、大きな健康被害と社会的影響が懸念されているところでございます。国立感染症研究所のシミュレーションによりますと、東京都内で一人の患者が感染いたしますと、わずか2週間で全国に流行が広がると予想されまして、死亡者は日本国内で17万人から64万人、そして三重県では9,400人に達すると推計しております。

この犠牲者の9,400人という数字は、東海、東南海、南海地震が同時に発生した場合の4,800人を大きく上回っております。三重県は昨年12月に三重県新型インフルエンザ対策行動計画社会対応版を策定いたしました。また本年1月9日夜四日市市内の県総合医療センターで新型インフルエンザ

への訓練がございまして、病院関係者 100 人以上が参加をして、非常時へ備えとしたとのこと  
ございます。

それでは以下の 3 点について、町長にお伺いをいたします。1968 年に始まりました香港かぜ、A 香  
港型が発生して、約 40 年が経過しておりまして、いつの起きてもおかしくないと言われております。  
万が一を想定し危機管理上の重要な課題という認識で対策に万全を期すべきと考えますが、いかがで  
しょうか。町独自の行動計画策定と報徳病院などでの訓練の実施計画について、どのようにお考えで  
しょうか。県、医療機関、学校などとの連携について、お伺いをしたいと思います。

-----  
議長（中西 康雄君） 尾上町長。

-----  
町長（尾上 武義君） それでは新型インフルエンザの対策につきまして、  
お答えをいたします。1 点目の対策に万全を期すべきでということでございます。現在 H 5 N 1 型と  
呼ばれております、強毒性鳥インフルエンザウイルスがありますが、これは既に鳥の間で東南アジア  
地域など広い地域で流行を起こしております。

人がこの鳥インフルエンザウイルスに感染した場合、38 度以上の発熱、下痢、鼻血、歯肉出血、血  
痰、呼吸困難など激しい症状をおこし、強毒性のため致死率が高くなっていることが報告されてお  
りますことは、ご承知のことと思います。新型インフルエンザはこの H 5 N 1 型が突然変異によって、  
人から人へ感染するウイルスに生まれ変わるものを言いますが、今のところ世界中でウイルスの封じ  
込めと感染防止を行っておりますため、H 5 N 1 型鳥インフルエンザが新型インフルエンザになら  
ずにすんでおりまして、まだ人型ウイルスには変化していないという状況にございますが、世界的な大  
流行、いわゆるパンデミックが起きる危険性も高まっているところでもあります。

新型インフルエンザの資料などによりますと、感染しますとだいたい 2、3 日の潜伏期間の後に、  
突然発熱し強い倦怠感や筋肉痛、関節痛が起きたりいたしまして、熱はやがて 38 度を超える高熱とな  
り、続いてのどの痛みや鼻水、咳などの症状が起こるとされております。その他数日のうちに息苦し  
くなったり、激しい咳や呼吸困難など肺炎が重症化する場合や、腹痛や下痢、鼻血、歯肉出血、血便、  
血痰などが起こることも考えられますし、また妊婦では胎児胎盤感染も考えられます。

これらの症状が出ているだけでは新型インフルエンザにかかっているとは断言できませんが、可能性はとて高いとされております。県の行動計画の社会対応版によりますと、県は国外での発生や国内、県内の発生などの状況にあわせた形で計画をたてておりまして、県内での発生につきましては、各保健所単位で管内の各関係機関全体での対応が示されております。

そして感染が疑われる場合は、管内に設けられました数カ所の発熱外来専用の場所での診療となっております。例えば感染が疑われる家族がいる場合には、なるべく早く松阪保健所発熱相談センターに電話をして、状況を説明し対応策を相談していただくことになります。

町内での発生の場合、町においても相談窓口は設置いたしますが、様子を伺った上で全員保健所、いわゆる発熱相談センターを紹介することとなっております。その上で県が指定した感染症指定医療機関などを受診するか、保健所職員の訪問指導を受けるか、管内の発熱外来を受診するかなどの指示がされますので、それにしたがっていただくことになっております。

感染力の高い新型インフルエンザであれば、移動中や病院内でウイルスを拡散してしまい、多くの人に感染を広げてしまうことにもなりかねませんので、慌てて病院に駆け込むのは避けていただきたいと思います。

このようなことから少なくとも松阪保健所管内全体での対応でなければ、とても一自治体で解決できることではありませんので、近隣の市町や県国との連携をもってあたらなければならない事となります。

この為、町といたしましては、県と密接な連携をとって、危機管理体制を整え、企業、学校など多様な主体と共に、町民に対して理解と協力を求める必要があると考えております。

2点目の町独自の行動計画策定と報徳病院などでの訓練の実施計画の件でございますが、先にも申し上げましたんですが、万が一新型インフルエンザが発生した場合は、町独自での対応は非常に困難でありまして、少なくとも松阪地域全体としての行動となります。当面は県の行動計画に準じての行動で、大方が網羅されていると考えておりますので、今後町内での発症が確認された場合を想定した行動計画を策定いくことを検討しております。

また報徳病院の訓練につきましては、単独での訓練は実施しておりませんが、月例の感染対策委員会において協議、検討をしているところでもございます。また去る2月6日夜間に松阪保健所におきまして、管内の関係機関、県、保健所、市、町、松阪地区医師会、松阪地区歯科医師会、松阪地区薬剤師会、管内各病院、各警察、各消防署で構成する感染症危機管理ネットワーク会議の関係者が集まいたしまして、新型インフルエンザへの対応の協議と、発熱相談センター及び発熱外来を設置して、住民から新型インフルエンザについて相談を受けた市町の相談窓口の対応や、医療機関から発熱外来

に対しての搬送の仕方、相談センターから医療機関への通報など、各関係する部署のそれぞれが連携する行動の実戦訓練を行ったところでございます。

当町内からは報徳病院長及び看護師、大台警察署員、紀勢広域消防署員、町からは福祉課長と保健師が出席をいたしまして、検討及び訓練に参加をしたところでございます。来る5月にもこのネットワーク会議の開催が予定をされておりますので、積極的な参加をしていくこととしております。

3点目の県、民間病院、学校などとの連携についてでございますが、これらの連携につきましては、県内において各保健所ごとに先ほどの医療的分野でのネットワーク会議が組織をされております。松阪管内につきましても同様に感染症危機管理ネットワーク会議が松阪保健所が中心となり組織をされております。学校関係機関につきましては、このネットワークには入っておりませんが、県の行動計画の中で全体の構成機関の一つとして、組織されておりますので、きちんとした連携はされておりますが、今後は町の行動計画の関係面で、より緻密な連携をとっていきたいと考えているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

-----

議長（中西 康雄君） 濱井議員。

-----

11番（濱井 初男君） 新聞とかテレビで報道されておりましたけれども、愛知県の豊橋市のほうで、この鳥インフルエンザが発見されたということでございました。早い対応で大事に至らなかったということで、一安心でございますけれども、その後、国の方針で全国的に国の予算で家禽、ニワトリとかあるいはウズラなんかを飼っている農場に対して補助をする、消毒の補助をするということになりました。

3月中に終わるということでございます。それだけ国も神経を使っておるわけでございます。いつ起きるかわからないこの新型インフルエンザについては、やはりきちんとした認識のもとで、町も行動していかなければならんと、私は思っております。

先ほど町長がお話ございました、県の危機管理ネットワーク、これを中心に連携をしながらやっていかれるということで、一安心したわけでございますけれども、訓練もその都度やっておられるということでございます。

1点お聞かせいただきたいんですけども、25パーセントの人が感染をすると、そして実際職員、この役場の中ですけれども、職員が出勤できるのが60パーセントに止まるような予測がされております。そういう状態の時に、いわゆる生活に密着しております行政が滞ってはいかんと思うんです。

そういう意味でもし流行した時に、どういうふうな対応をしていかれるのか。横断的な応援というの必要でしょうし、それから事前にマスクを買っておくというような準備も必要やと思うんです。そういうようなことについてお伺いしたいと。

それから発熱センターとか感染症の対応する病院のほうへ、患者や移送されるというお話でございましたけれども、そうでなくもう満杯になって、やむなく報徳病院とかあるいは外来患者さんが知らずして受診をされるというようなことも考えられるわけです。当然連絡はいくでしょうけれども、そんな時に他の患者さんがおられる病院ですから、そこら辺をやはり図上でもよろしいですけれども、訓練とは申しませんが、マニュアル的のものもやはり考えておくべきではなかるうかなという感じはしたんですけども、その2点についてお伺いしたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君） このもし起こった場合の対応でございます。いろんな措置が出てくるわけですね。学校の中でももう即休校にするとか、家から出ないようにというような、そういうふうな事になってくると思います。熱が出たとかちょっと喉が痛いとか、いろんな症状が出てくるようですけれども、ひとつに病院にかかる、知らずにかかるというケースが、これは多分にあると思います。そういった時に知らず知らずのうちに感染が広がるということにもなるのではないかなと思っておりますが、そういう中でこのインフルエンザの対策の消耗品ということで、マスクも含めて、今回この21年度予算なんですけど、約250万円弱の予算を組みながら、そういった危機に対応していかないかなということしております。

マスクだけでなしに、防護服というんですけど、そういったようなものも、すいません。21年度臨時対策交付金です、20年度の補正予算で、3月補正であげさせてもらったりしてとるんです。これまでちょっと出させてはもらってあったんですけど、そういうことで対応を図っていきたいというふうに思っ

ております。そういう事でそういった感染を最小限に食い止めてかないかんとというようなことで、当然マニュアルをですね、これはちょっと考えていかないかんのかなと思っっているところです。

これはそれこそ大台町だけでなしに、県下一円のようなことでもございますんで、その中での対応というふうなことになってくるんじゃないかなと思っっておりますが、これは十分検討させていただかないかんなというふうに思っっております。そういうことで今後その対応を十分図っていかないかんと、かなりきめ細かい対応が当然出てくるだろうと思うんですが、そういうことでしっかり対応をしていきたいというふうに思っっております。

-----  
議長（中西 康雄君） 濱井議員。

-----  
11番（濱井 初男君） 国の行動計画社会版を見てみますと、5つの段階、発生段階に応じて、5つに区分けされておりますね。最初が前段階、これは未発生の時期ですけれども、そして発生の状況に応じて1から4まで合計5段階に分かれておるわけですがけれども、今の時期、いわゆる発生してない時期で、今の現状ですけれども、この時期に国が取べきこと、それから県が取べきこと、それから市町が取べきこと、そういった事が出てるわけですね。見られたとは思いますが、市町が取べきことはどういった事かと申しますと、いわゆる在宅の高齢者、それから障がい者に対するケアと申しますか、見回りとかそれから食事の提供とか、あるいは訪問看護とか、いったものについて今のうちから検討してきなさい、しておいてくださいということなんですよ。

後、もし死亡者が出ましたら、いわゆる火葬できない場合も出てくると思うんです。職員さんも不安になっておるなと思っますし、満杯状態になるということもあると思っます。そういったことを今から想定して検討しておいてくださいというようなことが出てると思っますが、そんなこともやっぱり考えていかないかんのかな、考えておられるのと思うんですが、そこら辺、今後どのようにされていかれるのおつもりか、どのようにお考えしていますか。

-----

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

---

町長（尾上 武義君） このWHOの関係では6段階ぐらいになってきているように思うんですね。医療対応の分類ということで、いわゆるフェーズの概要ということで言われておるんですが、それはそれとして、虚弱な方とか、そういったような方への対応というようなことも、当然これ出てくるようなことでもございます。そういう意味で先ほども申し上げましたように、色々この緻密な対応というふうなことは当然出てくることでもございますので、人がたくさん集まる場所か、そういったようなところでの対応の仕方とか、いろんなケースが出てまいりますので、十分そこら辺は対応を考えていかないかんといいうふうに思います。

今のところそこら辺の対応というのは、きちとしたものはまだ出来ていないという事でもございます。今後のそこら辺の策定ということになるかと思いますが、十分ご意見等を拝聴させていただいた上で、対応してまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

---

議長（中西 康雄君） 濱井議員。

---

11番（濱井 初男君） それでは第2点目の学校教育につきまして、質問をさせていただきます。

新学習指導要領では従来からの子どもたちの生きる力を育むことを理念としつつ、授業時間増、小学校での外国語活動など、多くの改定があり、その対応を求めています。

教育長にお尋ねをいたします。今回の改訂に対するご所見をお聞かせください。それから新要領について教員、保護者への周知理解は図られておりますか。それから移行措置など新年度以降の対応について、お伺いをいたします。教員の配置、教材など体制についてお伺いをいたします。特に5、6年生を対象に2011年度から原則1週間あたり45分の外国語活動、これは英語でございますけれども、これの必須科に伴う問題はございません。

それから県教育委員会の発表によりますと、小学5年生と中学2年生を対象に全国で実施されました全国体力テストで、県内公立小中学校の体力、運動能力は全国平均をやや下回ったとのこととございます。それではこのことで3点質問させていただきますが、本町での状況はいかがでございましたでしょうか。ご見解を伺いたいと思います。

それから体力向上への今後の取り組みにつきまして、お伺いをいたします。

最後に全国学力テストと同様に文部科学省は県教育委員会により、市町別及び学校別の公表は禁止しておりますけれども、町教育委員会のご見解をお伺いをいたします。

-----

議長（中西 康雄君） 谷口教育長。

-----

教育長（谷口 忠夫君） 2問目の学校教育についてのご質問にお答えをいたします。1点目の新学習指導要領の今回の改訂に対する所見ということでございますが、21世紀は新しい知識、情報、技術が政治、経済、文化を始め社会のあらゆる領域での活動の基盤として、飛躍的に重要性を増すいわゆる知識基盤社会の時代であると言われております。知識基盤社会においては課題を見だし解決する力、知識、技能の更新のために生涯にわたる学習、他者や社会、自然や環境とともに生きることなど、変化に対応するための能力が求められております。

このような時代を担う子どもたちに必要な能力こそ生きる力であり、それを育む理念を継承するのが、新しい学習指導要領でございます。

現行の学習指導要領におきましても、生きる力が理念とされておりましたが、国内外の学力調査などから、知識、技能を活用する問題に課題があり、学習意欲や学習習慣、生活習慣にも課題があります。また自分への自身の欠如や自らの将来への不安、体力の低下などにも課題があることがわかってまいりました。そこでこれらの課題と約60年ぶりに改正された教育基本法や学校教育法を踏まえ、生きる力という理念を実現するために、現行の学習指導要領を改訂する必要性が生じてきたと言えます。

このような経緯から考えまして、重要な改訂であるというふうに認識をいたしております。

2点目の新要領について、教員、保護者への周知、理解はとのこととございますが、今回の学習指導要領改訂について、保護者の方々がより一層の関心をもっていただくために、本年度当初に文部科

学省からパンフレットが配布されております。また教員に対しましては、保護者用のパンフレットを更に詳しくしたものが配布されております。

これは生きる力を育むという新学習指導要領の理念を共有するという目的で配布されたものであり、その中には新学習指導要領の改善のポイントや、具体的な改善内容などが記載されております。また教員につきましては、昨年8月県教育委員会が各校3分の1の職員を対象に説明会を実施し、新しい学習指導要領の周知徹底を図られたところでございます。

各校におきましては、説明会を受け還流学習が行われております。更地に当町では教員の方々が新学習指導要領の共通理解を深めるために、またより具体的なレベルで理解できるように、多気郡教育指導員の主導主事を要請して、説明会を実施するように進めてまいりました。

新学習指導要領では家庭との連携の必要性が強く述べられております。今後、各校が保護者に対しましての時間数の増や、小学校における外国語活動の導入など具体的な内容を示しながら、周知及び理解されるように進めていく必要があると考えております。

3点目の移行措置など、新年度以降の対応についてでございますが、小学校は平成23年度から中学校は平成24年度から完全実施にむけ、新課程に円滑に移行できるように配慮していく必要があると考えております。大切なことは新学習指導要領の理念を踏まえた、教育活動を実現することであり、総則や道徳、特別活動などは移行期間中から先行実施されます。各教科、領域におきましては、総則に述べられているような言語活動の充実や、基礎的、基本的な知識及び技能を活動した問題解決的な学習など、新学習指導要領に沿った授業づくりを進めていくことが必要となってまいります。

移行期間中に実施されます県教育委員会主催の説明会が、平成21年度は小学校では8月10日、中学校では8月24日に実施されますことを踏まえて、各校での構内研修等の充実が図られるようにしなければなりません。授業研究を通して、つまり具体的な授業での事例を通して、新学習指導要領の理念や内容を学びあう場が必要となってまいりますので、指導主事等も要請して充実を図る必要があると考えております。

4点目の教員の配置、教材など体制について、特に5、6年生を対象に、2011年度から原則1週間あたり45分の外国語活動の必須化に伴う問題はないかということでございますが、小学校における外国語活動につきましては、初めて導入されますので、本町では昨年11月に外国語活動協議会を立ち上げております。その協議会で来年度から週1回、年間35時間の外国語活動を子どもたちに負担がないように配慮しながら導入していくことを決定しております。

それに伴い各校においては、スムーズな導入ができるように早期から準備を進めているところでござ

ざいます。小学校の外国語活動は中学校段階の文法等を単に前倒しするのではなく、あくまでも体験的に聞くこと、話すことを通して、音声や表現になれ親しむことが大切とされております。また外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深めたり、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成したりする中で、コミュニケーション能力の素地を養っていくことが、目標となっております。

子どもたちにより近い存在である学級担任が中心になって授業を進めることになっておりますが、可能な限りネイティブスピーカー等の協力を得ることも必要と考えておりますので、国際交流員を活用したTTによる授業づくりを進めていく予定でございます。

なお外国語活動の教材につきましては、英語ノートという副読本が用意されて、教員がたとえ一人であっても授業を進めることができるように、CDは勿論、電子黒板等を活用できるソフトも準備されております。学校も初めて経験する領域ですので、不安も多いかと思えます。子どもたちがより楽しく学べる授業づくりが実現しますように、外国語活動協議会を通じまして、教員の実戦交流を図ったり、要望を聞いたりして、徐々に充実をさせてまいりたいと考えております。

次に小学校5年生と中学校2年生を対象に実施されました、全国体力テストで県内公立小学校の体力、運動能力は全国平均をやや下回ったことについてのご質問でございますが、まず1点目の当町の状況はということですが、今回の全国体力テストにつきましては、小学生調査では8種目、握力、上体おこし、長座体前屈、反復横跳び、シャトルラン、50m走、立幅跳び、ソフトボール投げ。中学生調査も8種目、握力、上体おこし、長座体前屈、反復横跳び、持久走、50m走、立幅跳び、ハンドボール投げで実施をいたしました。

当町では三瀬谷小学校は体育館がない理由で実施しておりません。また川添小学校については対象児童が1名ということで、実施をいたしておりません。そこで当町の状況とは言い切れないかもしれませんが、体力の合計点という観点のみで見ますと、三重県の平均とほぼ同じような結果になっております。調査結果につきましては、マスコミ等で取り上げられております実技に関する結果のみに視点をあてず、生活習慣、食習慣、運動習慣に関する質問紙調査の結果も踏まえて、子どもの体力にかかる施策の成果と課題の把握と、その改善を図る資料として活用していきたいと考えております。

2点目の体力向上への取り組みについてでございますが、文部科学省から出されました全国体力、運動能力、運動習慣等調査の報告書によりますと、体力そのものを向上させる取り組みだけでなく、運動習慣や生活習慣の改善が重要であることも検証することができたという結果が出ております。

調査の結果を見ますと、当町の子どもたちも全国の子どもたちとよく似た傾向が見受けられますところでございます。当町におきましても、今後一層各学校が各児童生徒の体力や生活習慣、食習

慣、運動習慣を把握し、学校における体育、健康に関する指導などの改善をしていく必要があると考えております。

次に3点目の全国学力テストと同様に文部科学省は、県教育委員会による市町別及び学校別の公表は禁止していますが、町教育委員会の見解はということでございますが、平成20年度全国体力運動能力、運動習慣等調査実施要領を前提として調査に参加、協力したわけですから、調査結果の取り扱いについても、要領に基づいて考えております。

調査結果については過度な競争につながらないようにすること、及び体力は個人の発育、発達の状況が大きく係わっていることなどに十分配慮して、適切に取り扱うことが必要なことを踏まえ、当町では全国学力学習状況調査と同様に、不開示情報として、取り扱いをいたしますので、ご理解をお願いし答弁とさせていただきます。

-----

議長（中西 康雄君） 濱井議員。

-----

11番（濱井 初男君） 今回の新要領の出た背景は、先ほど教育長がおっしゃられましたとおり、60年ぶりの学校教育基本法なり、学校基本法が改定されたと、その中で義務教育における目標が明確にされたということを受けて、それをやっていくためにつくられたと承知しておるわけですが、学校教育のいわゆる教育改革なり教育再生というのが、本来教育現場にあると思うんです。ここが原点やと思うんです。これは当然教育を担っている先生方が第一者というか、そういうことやと思うんですけれども、その先生方が十分この要領あるいは理解をしているということが、一番大事なことやと思います。

先ほどの教育長からのご説明では、いわゆる教育委員会が今年の8月、去年の8月ですか、第1回目あったということで、向こう2年かけて、3回にわけて3分の1ずつ研修を行っていくということでございました。また一方では教育事務所を通じた研修会をやったりもしておるわけですが、実際のところは先生方同士で勉強会も進められおるやにも聞いております。

そんなことでかなり勉強もされてきて、先生方も一生懸命になっておられるというふうなことだと思っております。そこで教育長に再質問という形でお聞かせいただきたいんですけれども、いわゆる今回

の移行措置については、先ほど言われましたように、外国語の活動についてはこれ町のほうで一斉にやられるということですかね、来年度から。そういう認識をさせていただきます。その通りやということですが、そこで国際交流員なり、あるいはALTでしたかね、外国語指導助手でございますけれども、そういう方々に助けていただいて、やるというようなことですが、それだけで十分なのか。はたまた地域の人、先生方のOBにお願いさんでもええのか、小学校ですと担任制になっておりますので、皆さんが英語に堪能ということではないと思いますので、そこら辺ちょっとお聞かせいただきたい。

それから格技が中学校で必須となっております。1年生、2年生は必須ですし、3年生はたしか選択やったと思うんですけれども、この格技についてですね、これはいつ頃からやっていかれるのか。そしてそのためには当然、格技に必要な剣道着なりあるいは畳なり、あるいは薙刀をするのであれば、そういった道具、そういったものが必要になってくると思うんですけれども、そこら辺まで検討はされておらないのでしょうか。一体いつ頃から始められるのか、そういったところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君） 谷口教育長。

-----

教育長（谷口 忠夫君） 濱井議員のご質問にお答えいたします。

まず外国語活動における教職員の研修、あるいは地域の方々との連携とか、あるいはCIR、ALTといったような部分でどうかということでございますけれども、当町ではCIRもおりまして、これを中心に5、6年生の外国語活動に登用したというふうに思っております。

ただ小学校の外国語活動は、先ほど私答弁でも述べましたが、文法とかそういったものではなくて、中学校の英語教育になじんでいるようにということで、聞く、話すといったことを中心に実施する予定になっております。したがって、担任が免許をお持ちの小学校の教諭であれば、十分教えることができますし、また資料につきましてもしっかりした十分な資料もございます。そういったことで研修を積んでいただければ、さほど問題なく教えていただけるものというふうに思っております。

ただ確かに議員おっしゃりましたように、地域でやはりそういう英語の活動ができる方、そういっ

た方あるいは色々な英語を聞くという意味から、地域に住んでいる外国の方、あるいは英語に堪能な方なんかを招聘して、そういった方と話をするというんですが、お聞きをさせていただくということなどは、これは今後十分考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、格技ということでした。これは武道の必須化ということだというふうに思います。これは中学校教育におきまして、今回武道、ダンス等を必須化することになります。これはやはり生涯にわたりまして、豊かなスポーツを実現する視点ということから、多くの領域のスポーツ、学習を十分に体験させたいというようなことをごさいますして、必須化するわけなんですけれども、これにつきましても、既に選択でございますので、学校で実施をいたしております。それを必須化ということでございますが、この辺のところも当町ではそれぞれの中学校ですでに実施をいたしている部分もありますので、それを踏まえて今後必須化にむけて十分充実をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

-----

議長（中西 康雄君） 濱井議員の一般質問が終了いたしました。

-----

議長（中西 康雄君） しばらく休憩いたします。

再開は3時ちょうどいたします。

（午後 2時 43分）